

平成28年度第2回茅ヶ崎市提案型民間活用制度 事業者選定委員会 会議録

議題	(1) 茅ヶ崎市提案型民間活用制度自由提案型民間委託化提案募集要項(素案)について (2) 提案型民間活用制度自由提案型スケジュール(案)について
日時	平成28年12月12日(月) 午後3時00分 開会 午後4時30分 閉会
場所	市役所分庁舎5階 B会議室
出席者氏名	藏田幸三委員長・山本裕子副委員長・松戸康彰委員・川村豊委員 (事務局) 事務局5名 青柳行政改革担当課長、安西担当主査、関谷副主査 森岡副主査、足立副主査
資料	平成28年度第2回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会次第 【資料1】茅ヶ崎市提案型民間活用制度自由提案型民間委託化提案募集要項(素案) 【資料2】提案型民間活用制度<自由提案型>今後のスケジュール(案) 【参考資料1】平成28年度第1回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会のポイント 平成28年度第1回茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会会議録
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	なし
非公開の理由	

(開会)

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

それでは定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は、ご多忙の中「平成28年度第2回茅ヶ崎市提案型民活用制度事業者選定委員会」にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、企画経営課行政改革担当課長の青柳と申します。どうぞよろしくお

願いをいたします。

本日委員の皆様におかれましては、第1回委員会でいただいたご意見をもとに事務局にて作成いたしました提案型民間活用制度自由提案型に係る募集要項や今後のスケジュール等についてご審議をいただきたく、よろしくお願いいたします。

まずは、「茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名のうち現在4名出席で過半数となるため、本会議が成立していることをご報告します。

続きまして、議題に移る前に配布資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

それでは茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会規則に基づき、会議の進行は藏田委員長にお願いしたいと思います。藏田委員長、議事進行をお願いいたします。

(藏田委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。

最初に議事録署名人を指名させていただきます。

審議会等の長と、審議会等の長が指名した委員が署名するというございますので、名簿順で松戸委員にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(松戸委員)

はい。

(藏田委員長)

お手数ですが、松戸委員には議事録署名人をお願いいたします。

それでは次第に沿いまして、はじめに議題1「茅ヶ崎市提案型民間活用制度自由提案型民間委託化提案募集要項(素案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 安西担当主査

それでは、議題1「茅ヶ崎市提案型民間活用制度自由提案型民間委託化提案募集要項(素案)」について、説明させていただきます。

募集要項(素案)の説明の前に、前回、第1回目の委員会で委員のみなさまよりいただきましたご意見について、事務局にて整理、検討を行い、その結果を募集要項として記載をさせていただいております部分がございますので、まずは、前回の委員会にていただきましたみなさまからのご意見および事務

局の考え方について、ご説明させていただきます。

参考資料1をご覧ください。

前回の主なご意見としては、本市が採用を検討しております、民間委託化すべき事業の提案を受け付ける「民間委託化提案」と、民間委託すべきと決定した事業について企画提案を受け付ける「事業企画提案」という2段階提案方式について、いわゆる個人の申請まで含めて受け付けることに対して、どのように事業実現性を担保するか、2段階目である「事業企画提案」の際に手を挙げる人がいないことがないように配慮する必要がある、という点でございました。

事務局といたしましては、第1段階である「民間委託化提案」時に、やはり個人の方も含めたあらゆる主体から幅広いアイデアを募りたいという、当初の考えの下、しかしながら事業実現性をどのように高めるかという点について、個人または団体・事業者それぞれについて、他市の事例を参考にしながら検討を進めてまいりました。

検討結果といたしましては、個人あるいは団体・事業者双方の申請について、本制度やご提案を検討されている事業への理解をより深めていただくため、提案いただく前の段階で必ず事前確認を行っていただくこととしております。また、個人の方につきましては、事前確認の後に提出いただく提案書の中に、提案する事業の担い手、つまり事業実施者についてどのように想定しているのかという点について記載いただくとともに、団体・事業者の申請につきましては、提案した事業を安定的に実施できる団体とさせていただきます。これらをとおして、事業の実現性をより高めた中で、個人のアイデア提案も含めた2段階提案として、平成29年度より募集を行い、平成30年度からの事業実施に向けて進めていければと考えております。

これらの検討結果をもとに、資料1 民間委託化提案募集要項素案を作成いたしました。

それでは資料1をご覧ください。下段中央にページ番号を振っております。

まず2ページでは、項番1として本制度の趣旨について記載しております。主な目的としては①事業実施主体の最適化②市民サービスの向上③効率的な行政運営④市民主体によるまちづくり⑤地域経済の活性化、の5つであることを、項番2としては募集する提案内容として、今回は自由提案型を募集することとし、自由提案型については、原則として全事務事業を対象とし、「民間委託化提案」「事業企画提案」の2段階提案のうちの、「民間委託化提案」を募る旨の記載をしております。

3ページ項番3として民間委託化提案対象事業として、想定している提案形態、公表資料について記載をしております。

項番4として提案主体について記載をしており、自治基本条例に位置づけのある市民を対象とし、提案主体が団体の場合は提案した事業を安定的に実施できる団体に限る旨を、個人についてはアイデアのみの提案も可能とし、提案した事業の実施者や実現性について具体的検討の上、提案いただくよう記載をしております。

項番5として提案の流れを記載しております。(1)として提案にあたっては必ず事前に確認を行うこととし、確認期間を平成29年4月の1か月間とすることを記載しております。(2)として募集受

付について記載しており、事前確認後の平成29年5月の1か月間を募集期間とすることを記載し、29年夏を目途に委託事業の決定、翌年度である平成30年度からの3年間を実施期間とする旨を記載しております。

6ページ項番6には事業化に向けてとして、別途事業企画提案を行うこととし、事業提案が採用となった提案者が必ずしも実施者となるものではなく、別途公募型プロポーザル方式により事業者を選定する旨を記載しております。

7ページには参考として事務事業リストの見方や他市の事例について説明しております。

最後8ページから10ページにかけては実際に使用する書式について定めております。

8ページの確認書では、4ページにも記載がありますが、確認事項の有無にかかわらず提出いただくこととしております。

10ページには提案書を載せております。提案内容、提案理由、目的、メリット・効果、事前の確認の有無等についてについて掲載し、個人提案者については実施主体の想定についても記載いただくこととしております。

民間委託化提案の段階では、具体の事業等は当然決まっている訳ではありません。提案型民間活用制度ガイドラインに記載されている以外のプロポーザル方式の提案審査基準等の詳細につきましては、この募集要項とは別に、民間委託化事業決定の後、事業担当課を中心に事業企画提案に係る募集要項を策定する予定となっております。

募集要項素案の説明については以上となります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。前回の議論を踏まえての修正をいただいた募集要項の案でございます。ご質問、ご意見等が特にごございましたら、お願いいたします。

(川村委員)

まず、3ページの提案の主体なんですけれども、もしかすると勘違いしているかもしれませんが、(ア)の提案の主体については、自治基本条例に位置付けられた市民ということで、基本的には市に在住なのか、市に勤務しているとか、市に対して納税をするとか、茅ヶ崎市に直接関係のある方たち、あるいは団体というふうに受け取れてしまったのですけれども、そういう意味ですか。

(事務局) (安西担当主査)

そのとおりです。

(川村委員)

そうすると、全然市に関係ない団体あるいは個人は、最初の1段階目では提案できない。その辺で、例えば、前回いただいた資料のガイドラインの暫定版からすると、市民、民間団体、民間事業者から提案を受けるといふふうに書いてあるんですが、そこでは特に市内在住とか、そこまでは書いていないんですけども、要項で実際にやるときには、市に関係のある方だけしか受け付けないということになるんですか。

(事務局) (安西担当主査)

そのとおりです。

(川村委員)

市内に提案者を限った考え方を、他の団体、おそらくさいたま市さんも市内に限ったことではないと思うんですけども、市内に限ったということは、なかなか独特な制度だと思うんですけども、その辺の理由を教えてください。

(藏田委員長)

基本的に条例のほうに位置付けがある市民にということですね。

(事務局) (足立副主査)

企業を含めまして市に何らかの関わりのある方の方が、市の実情、現状をわかっていらっしゃるって、こういうふうなものを民間に委託したほうがいいんじゃないかというのをご理解いただいているのではないかとこのところで、一定の条件とさせていただいています。どこでも提案しているような内容ではなくて、茅ヶ崎の実情に合ったご提案をいただきたいという意味で、このような記載の仕方にさせていただいています。

(川村委員)

ちょっと先に進んでしまうかもしれませんが、この提案というのは、確認書の後のまず最初に1段階目の協議、提案書の話ですよ。

(事務局) (安西担当主査)

そのとおりです。

(川村委員)

後々、企画提案のときには、これは市内でなくても、後から手を挙げることは可能だと。

(事務局) (安西担当主査)

そのとおりです。

(川村委員)

わかりました。

(山本副委員長)

手を挙げるのは市内でなくてもいいのですか。

(事務局) (安西担当主査)

そのとおりです。

(藏田委員長)

プロポーザルはさすがに市内でないと、というのは、特別な理由がないとなかなか逆に言うと難しい。

(山本副委員長)

だったら、入り口は別に市内に限る必要はないんじゃないですか。

(藏田委員長)

そこら辺はそのとおりですね。

(山本副委員長)

入り口はどちらかという提案するだけの形になってくるので、実際に事業をする、しないではなく、提案ですよ。発案ですよ。だったら、そこでわざわざ市内に限る必要はないと思うんですけども。他の自治体を見ても、そういう形にはなっていないし、その方がいろいろなアイデアを募集するという意味では、要は発案がしやすいものではないでしょうか。

(事務局) (足立副主査)

ただ、課題を出すタイミングに関してはローカルでやって、それに対する対応策というのは、規模で対応するのもあり得るので、企画提案に関しては誰でもしてきてよいですとしています。しかし、今、確かに委員がおっしゃったとおり、入り口も別にローカルに限定する必要もないのではないかという点については、検討の余地があるかと感じています。

(松戸委員)

意外と市外の人の方が見えていたり、今日のこの委員会もそうなんですけれども、決して市内の人だけで協議するんじゃないわけですから。

(山本副委員長)

提案されたことが合わなければ、別に審査があるわけですから、提案されたことを全部受けるわけではないので。

(川村委員)

間口は広くしたほうがいい。

(山本副委員長)

そう思うんですけれども。

(藏田委員長)

協働推進事業と提案型民間活用制度の領域の設定、協働推進事業であれば、今おっしゃった説明は、まさにそのとおりかなと。アイデア募集に限るというのはわかるんですけれども、提案型の領域については、ガイドラインで定めているとおり、民間事業者、要するに役割を見直して、効率的効果的などいうところで、まさに協働推進事業の領域を差し引いた事業が対象だとすると、ある面では、その発想の中とか、考えないでというのはあるのかもしれないですね。

(事務局) (安西担当主査)

2ページ目の本制度の趣旨のところにあります5つの目的の中に、④で市民主体によるまちづくりというところがありまして、ここなどを意識しての制度設計の部分はあるんですけれども、一方で、主体を限定的にすることで提案の裾野が狭まってしまうということもありますので、今回いただいたご意見あるいは他市の事例等も参考にしながら、最終的な形についてもう一度事務局で議論をさせていただきたいと思います。

(藏田委員長)

その場合、ここの書きぶりとしては、今いただいている資料1では、自治基本条例に位置付けられた市民ですが、もし修正するというのであれば、他の事例も検討していただいて、特段限定をしない形での書きぶりになる。

(事務局) (安西担当主査)

そのとおりです。

(藏田委員長)

ほかにございますでしょうか。

(川村委員)

次の(イ)なんですけれども、提案した事業を安定的に実施できる団体というのは、我孫子市も同じことを書いているんですけれども、これは、提案するに当たって、何をもって安定的に実施できる団体として提案できますかねという問い合わせはきっと想定できると思うんですよね。安定的なものを委員会で審査しますよということであれば、自分たちは決めなくても、委員会で決めてもらえばいいんですけれども、これは、提案するときに自分たちで安定的にできる団体だということを認識しないと提案できない形になっているわけですから、何をもって安定的にできる団体と私たちは判断していればいいんですかという問い合わせには何と答えますか。

(事務局) (関谷副主査)

確かに、他自治体の中でもばらつきがあるかとは思いますが、財務諸表等も一緒につけていただいているところもある中で、なるべくご提案に際しては、シンプルにと言いますか、書きやすいような形で、個人の方も想定した中での提案書の書式とさせていただきます。財務諸表等の部分については、今の段階では求めていないというところになっております。

(藏田委員長)

その場合にどういうふうなもので、これは主観的に安定的に運営できるというふうに思えばいいということであれば、それはそれで、そういうことかもしれないし、体系的、数量的、定性的に何らかの判定基準があるのであれば、それはお示ししておいたほうが、いずれにしても質問はされることだと思います。

(事務局) (安西担当主査)

確かに現時点で明確な基準に関しては、全く想定はしていないところではありましたけれども、2段階提案の1段階目というところでもあり、意図としては、事業者からの提案であれば、少なくとも手を挙げたところはやってくれる前提で手を挙げてもらわなければ困りますと、提案だけして、ふたを開けてみたら担い手がいないというところを防ぎたいという思いでの記述内容ではありますので、担い手がいてくればそれで構わないというところが正直ございます。例えば、1段階提案であれば、確かに手を挙げて承認された団体が、すなわち事業者になるわけですから、こういったところはシビアな視点も必要だろうとは思いますが、そこまでのものでなくてもいいかなという思いは、この資料をつくった段階では考えておりました。

(事務局) (足立副主査)

先ほどまさにその話をしていたんですけれども、前提として、今日ご意見をいただくまでは、第1段階の提案は、自治基本条例に位置付けた市民、何かしらの関わりがある方で、法人格は問いませんと言っています。一般事業会社であれば、会社の登記簿とかがあれば。ただ、そうじゃないNPOとか市民活動団体の方も応募されることが考えられ、その時に本市のほうで市民活動団体の登録というのをしているの、例えば最低限、市民活動団体の登録はしている団体にしてくださいねという条件設定をさせていただくのも一つの方法かという話はしていたんです。

ただ、今いただいたご意見の中で、自治基本条例に位置付けた市民にこだわる必要はないということになると、うちの市民活動団体の登録をされていない団体からの募集も想定されますので、今、川村委員からいただいたご意見に関しては、当然聞かれるところだと思いますので、少し考えなければいけないかなと考えています。

(川村委員)

この段階では、ご自身、自分たちで安定的にできるという自信があればいいですよ、でもいいと思うんですよね。次の提案の時に、きちっとその団体が提案してきたら、行政側で、審査する側で、安定的な団体かどうかというのを審査するんでしょうから、答えられればいいというぐらいの質問だったんですけれども、前提をちょっと崩してしまったので、答えがそういうことであれば、確かにそのとおりですけれども。

とにかくここで、最初の1次提案がないと、その後、企画提案はあり得ないので、そのためには、そこで安定的にできないと思えば提案しなくなっちゃいますからね。私たち、その基準から外れると思えば。そうすると、せっかくいい提案も企画まで絶対行かないということになってしまうので。自分たちで自信があればそれでいいという。採用試験なんかもそうですが、一応募集要領を作成して、資格を求めますけれども、最初から全部資料を集めると、相当な手間がかかってしまいますから、自分で署名させるわけですね。間違いありませんと。あなたは間違いのないと思って署名しているんだから、実際に最後まで、合格した後、この署名を自分で間違えて、誓約したのは間違いですよと、それと同レベルでいいかなと思っています。

(事務局) (安西副主査)

ただ、前提条件を整理して、ここについても少し検討が必要かと思います。

(藏田委員長)

そこに関連してですが、様式の中に、個人で出した場合、実施主体として、要は個人が無責任に募集するだけじゃなくて、ちゃんとこういうところもありますよということの検討していることを書き込む欄だと思いますけれども、いい事業だけれども、実際、2段階目、募集を受けて公募をしたけれども、

担い手がないような事業を出されても困るところを予防するために、今の、安定的な団体だとか、あと、個人であれば、実施主体に書き込むということだと思うんですけれども、今の川村委員のご意見は、要は、ここら辺の水準というのか、もちろん個人の提案なので、そんなにかっちりとした確約をとって、ここの団体さんができるということではないのかもしれないですけれども、どの程度まで求めるのかという点は検討の余地があるのかなと。むしろ、今ここで議論をしたような、要は採択の後に担い手がないということを未然に防ぐためにということがちゃんと伝われば、ある面では安定的であるだろうし、実施主体も全く無責任じゃなくて、例えばどこかに相談してとか、そういうことを事前確認のときに、例えば、受けた職員さんが一回確認をするとか、そこら辺をもう少し書き込んだほうがいいのかと思います。今、ちょっとその部分が要項上は余り読み取れないので、そこを書いてしまう、もしくは想定Q&Aか何かにして、もしこの要項上に書き込みづらいのであれば、そういったようなものをつけて、こちら側の意図が伝わるようにしたほうがいいのかというふうに思いました。

真正面に普通に入って読むと、安定的とか、実施主体、どこまで、どれくらいのもを書かなければいけないのか、入り込んでいってしまうような質問になると思うんですけれども、その趣旨はそういうことなんですということがわかれば、答える側も答えやすいし、やりやすいのではないかなというふうに思いました。他にいかがでしょうか。

(川村委員)

提案募集受付ですけれども、先ほどの、事前の確認は必ずやってくださいという話があるんですけれども、様式を見ると、様式2の事業内容事前確認欄というのがあって、ここで確認済みと未確認というのがあるんですが、これは必ず確認されている前提で、事前確認をやりなさいということで、未確認ということも想定しているのですか。

(事務局) (関谷副主査)

想定はしておりません。その必要性を十分にご理解いただくために書面上にあえて記載しております。

(川村委員)

じゃ、未確認の場合も様式2は受け付けるのですか。

(事務局) (関谷副主査)

基本的には事前確認が前提となっておりますので、受け付けないということを想定しています。

(藏田委員長)

様式2のところ未確認のまま出してきたら、すみません、確認くださいということになりそうですね。

(事務局) (安西担当主査)

今いただいたご意見を踏まえると、現状では有無のような形で選択肢を設定してしまっていますが、例えば、事前確認を行った課の名前とか、そういったところを書くにとどめるでも情報としては足りてしまう部分もありますので、そこは再度整理をさせていただきます。

(藏田委員長)

事前確認のやり方というか、これは受けるのは各課が受けることになるんですか。例えば、提案したいと思う、例えば土木なら土木のところに行っていくことですね。これは、職員側の対応は何か準備とかされているんですか。

(事務局) (関谷副主査)

4ページから5ページにかけて、確認の部分の記載をさせていただいておりますが、提出先としては、我々企画経営課で一旦お受けするような形を想定しています。こちらで一旦確認書を受け付けた後に、こちらから一度担当課に話をし、その後担当課と直接ご提案をいただいた方と調整をしていただくことを想定しております。

(藏田委員長)

そういう流れなんですね。

(山本副委員長)

担当課に直接行くのではなくて、企画経営課に来て、そこから担当課に割り振って、担当課からその人に連絡が行って、面談をするということなんですね。

(事務局) (関谷副主査)

そのとおりです。そうすることで、ボリューム感や、どんな内容の提案が来たかというのもこちらで一括して把握ができるので、そのようなことで今想定しています。

(藏田委員長)

なるほど。わかりました。

(川村委員)

確認書に書くほどでもないようなことの間い合わせというものもきっといろいろあると思うんです。そういった場合は、直接電話でもよいのでしょうか。そういった場合も担当課が対応するのですか。担当課に直接電話が入った場合は、これは制度としては行革担当のほうを通すことになっていますから、そ

ちらでまずはお願いしますという話になるんですかね。

(事務局) (安西担当主査)

現在想定しているのは、まず一番最初の入口としては、一回こちらで話を受け付けて、日程調整等を担当課とした上で、提案予定者と所管課との間でのヒアリングのようなものを想定していきまして、それ以降については、場合によっては個別のやりとりもあっていいのかなとは思いますが、ヒアリングを開く前は、小さいことだから直接というのは想定はしていないところではあります。

(川村委員)

小さい話で、その場、その場でうまくできちゃうんでしょうけれども、実際問題として、こんな紙に書くほどの話じゃない。ちょっと聞いて、きっかけになるかどうかというのは、まあまあきつと電話はあると思うんですよね。それは臨機応変でいいですね。

(事務局) (安西担当主査)

場合によっては、確認内容自体は特にありませんというような形の提出も、極端な話、想定はしていますので、ただ、それでも、一旦提出がされて、表立った形式的なヒアリングは必要ないけれども、個別のものがあつたら、担当課に、そこはちょっと軽微なものであれば確認してくださいというのは、それは可能だと思います。

(藏田委員長)

要項上の文言で、4ページの下のところ、提案の流れ、(1)で、確認のところのリード文が、民間委託化提案を行うにあたっては、担当課に事前に確認してくださいから始まっていて、最後オまでいくと、担当課より後日連絡が入って実施させていただくんですねというふうに言っていると思うので、そこは工夫をされたほうがいいかもしれないですね。今聞いてそういうことなのかという感じだったので。

この確認書を出すのが4月28日までで、実際にヒアリングするのは5月とかというイメージですか。確認書の提出はこっちに出すんですね。

(事務局) (関谷副主査)

そのとおりです。

(藏田委員長)

書き込んだものを出すのが4月28日までですか。今言った流れで言うと、最終的に申請者が出す確認書というのは、何をいつまでに出すことになるのかなという確認なんですけれども。様式1をどこまで書き込んで。

(事務局) (安西担当主査)

まず、様式1は、提案をするにあたって、こういったところを教えてくださいというような、また、提案したいと思っているんだけど、もうちょっと事業全体の輪郭をくっきりさせたいので、実際の事業の中身を聞きたいですとか、そういった聞きたいことの頭出しとなります。

(藏田委員長)

確認書を28日までに出して、実際のヒアリングは5月以降に行われるということですか。

(事務局) (安西担当主査)

そのとおりです。もちろん早く提出されればヒアリングも前倒しでの実施となります。

(藏田委員長)

わかりました。

(川村委員)

それに関連して、実際に先ほどの話も、事前確認というのをやらなくてはいけなくて、それが28日で限られているということは、28日までに事前確認が出ないことには提案は出ないということですよ
ね。

(事務局) (安西担当主査)

そのとおりです。

(川村委員)

1カ月間で決めなくてはいけないということですね。

(事務局) (安西担当主査)

今の枠組みはそういったスケジュール感を想定はしています。

(川村委員)

なかなか1カ月間は、民間にしろ、市民団体にしろ、結構厳しい期間だとは思いますが、これは、こうしてほしいということではなくて、1つの案としては、提案募集受付期間中いつでも事前確認できていいような気がするんですよ。そうすれば、最低でも2カ月間は確保できますよね。

(事務局) (安西担当主査)

4、5月ということですか。

(川村委員)

ええ。いつも協議ができて、協議が整ったらすぐ出せるというか。わかったから、これで出せるなど。今のままですと、4月で切られてしまい、これ以降、何も出せなくなってしまうという。わざわざ切らなくてもいいような気もするんです。

(山本副委員長)

5月の終わりに、様式1の確認書だけが出てきちゃって、そこから協議すると遅れてしまうということですね。

(川村委員)

はい。

(藏田委員長)

最終、様式2を5月31日までには出してもらおうということが決まっていて、あとは、極端なことを言えば、1週間前ぐらいまでに事前確認。電話協議が想定されていないとすると、1週間前とか10日前ぐらいまでには最低限事前確認を提出してもらわないと、さばけないのでということになるかもしれません。

(事務局) (安西担当主査)

内容によってだと感じます。電話で済むものであれば、ヒアリングを設定しなくてもいいと思います。それを踏まえると、今いただいたご意見のように、4月末で切るのではなくて、5月もオーバーラップさせてという方法について検討の余地はあるかと思います。

(事務局) (関谷副主査)

どちらかという、次の提案に繋がるものがあるかという事前の事務局の整理のために、正直、この区間を分けたという経緯があります。提案者側に立って考えたとすれば、今ご意見いただいたような形というのも一つあるのかと思います。

(藏田委員長)

結構業務を特定しないと、事前確認というのは出せないで、だから、事前確認のお願いするにしても、やろうとすることを内部で決裁してとか、選択して、これを聞いてみようというふうになるので、そうなる、確かに少しでも、そういう意味では、事前確認の受付を、少しでも後ろ側に引っ張れば

引っ張った方がいいかもしれないです。ただ、個人でなく、法人だと結構それなりに、事前確認は軽いものですが、軽いものをするにしても、何らかの意思決定を経ないとアプローチはできないということで、年度を変わって4月中だと、なかなか動きづらいかもしいないですね。ゴールデンウィーク明け多少あった方が良くと思います。

(事務局) (安西担当主査)

うまく2カ月間を有効に、2つのフェーズを、使ってできるような可能性を検討させていただきます。

(川村委員)

(2)の提案募集受付の(オ)の提案書提出後についてで、民間委託化する事業については、3年間の実施としますと書いてあるんですけども、公募型のプロポーザル方式で実施者を決めるという。公募型プロポーザル方式という中でやる場合に、茅ヶ崎市の決まりというのは、公募型プロポーザル様式の実施要項だとか、それだけの単独の要項というのは見当たらず、個別にそれぞれ要項を作成しているように見えたんですけども、制度の実施要項というのは特にないんですね。

(事務局) (足立副主査)

現状は各課が独自で作成している状況です。

(川村委員)

それぞれ各課が自分たちで決められることなんですね。

(事務局) (足立副主査)

そうです。何を出していただくかとか、どういうふうに採点、判断するかというのは、各所管課で決めています。

(川村委員)

なぜそんなことを聞いたかという、公募型プロポーザルそのものの要項や規則、あるいは取扱基準とかガイドラインを作成している団体もきっとあって、その中で、一定の何年間だとか、あるいは長期継続契約の場合の条例とかで縛られている場合があるので、それとリンクしているのかなというのをちょっと聞いたかっただけです。

もう一個だけ最後に。6番の「事業化に向けて」ですけども、事業提案が採用となった提案書が必ずしも実施されるものではありませんということで、この辺はこのとおりなんですけれども、この段階で、要するに、様式第2号を基本的には出さないことには次の企画提案を出せないということで、企画提案を出すためのきっかけづくり、これを見て企画提案を出そうというきっかけ作りを、ここである程

度つかんでおかないといけないと思うんですよね。後で誰かが提案してくれたものに手を挙げることは可能ですが、それは必ず提案されるとは限らないので、ある程度のきっかけのためのインセンティブを書いたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。こういうインセンティブがあるんだったら、この流れでまずは提案してみよう。インセンティブが何もないと、提案して、じゃ、その後はプロポーザルをやって、何を提案することになるのかなということになっちゃうので、先ほど、さいたまも見ただんですけど、インセンティブも書いてありますし、記入していいのではないかと思うんですね。

(藏田委員長)

いかがでしょうか。

(事務局) (安西担当主査)

実際、今、内部では、インセンティブに関する議論等もしているところでございます、具体的には、例えばプロポーザルのときに、民間委託化提案がされる場合の、例えばポイント加算であるとか、そういった議論もしているところなので、そのあたり、整理がつく前提であれば、書くこと自体はやぶさかではないものだと考えております。

(川村委員)

この発表をする段階で、企画提案までにインセンティブがきちんと決まっていなくても、インセンティブについては検討するとか、何かしらのきっかけ、何か気持ちを書いておかないと、今ですと、提案しても何も得がないという感じになっていますから。

(事務局) (安西担当主査)

確かに川村委員のおっしゃるとおり、我々はそのあたりのインセンティブの話もしている立場なので、当たり前のように感じていますが、当然、皆さん外部の方はこれだけが頼りですので、そのあたりの想像力をふくらませた形で考えたいと思います。

(藏田委員長)

なるべく提案してもらえるように、サービス精神を発揮して書き込みを考えるとということでしょうね。

(事務局) (安西担当主査)

わかりました。

(藏田委員長)

提案してもらわないと始まらないので、そういう意味では、少しでもわかりやすく、少しでも提案す

ることがいいことだなどと思ってもらえるように、可能な範囲で心を砕くということだと思います。

(事務局) (安西担当主査)

わかりました。

(藏田委員長)

他にいかがでしょうか。

先ほどの提案対象を広げることのお考えを変えるというか、検討されて、もし広げようということであれば、広報の問題が一つ出てきてしまうんですね。そういう提案をしていいですよと書いてあっても、一切それが伝わらなければ、実質的にはそうした意味がないので、そこは、何らかの形で市外の方にも、多分今書いてある市民の方に対しても、そういう意味ではそうかもしれませんけれども、より広く知ってもらうという意味での広報の戦略を打たないといけないかなと。それは、今回のこの提案制度までを新たにそういう意味ではリニューアルしてというか、力を入れて、市として取り組みますというところは、いずれにしてもしっかりと発信していったほうがいいと思うので、何らかのメディアなり、何らかの形で取り上げてもらえるような、リリースなり記者会見なり、何かわからないですけども、というようなことをされたほうがいいかなと。何かそこら辺で考えていらっしゃることはありますか。

(事務局) (関谷副主査)

今、主体に関しては、本日に至るまでは自治基本条例に位置付けられたというところの前提の中で、次の議題にも重なりますが、市内の事業者さんをターゲットとした、松戸委員のご協力をいただきながら、会議所さん向けの説明会というもの、当然市のホームページで公表はするのですが、そういう事業者さん向けの説明会というものと、広報紙、あるいは自治会の回覧というところで、現段階では市内というところを中心に考えておりましたので、市外向けということでの情報発信という点については、これから検討していきたいと思っています。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

市内をある程度優先と言いますか、そういう表記の一つの趣旨としましては、議会等でもいろいろと、これに限らず、入札等々ある中で市内の業者を優先しないのかというところのご意見が出てくるというところもありまして、若干こういうところも加えながら示しているところです。

ただ、これも要項ということで外に出た時には、市内の業者をどうするんだというふうに必ず言われるというところもあります。ただ、とはいっても、市内の業者さんだけではなくて、この制度自体も生きたものにしないといけないというところもありますので、バランスをとっていかなければいけないかというところは思っているところです。その辺でどういう書きぶりをした方がよろしいのかなというの、もしそういう事例とかがあれば、お教えいただけると参考にはなるかなと思うのですけれ

ども。

(藏田委員長)

プロポーザルの段階の、それは建築絡みのことだったので、たしかあのときは地元事業者を入れることを必須条件とされたと思いますけれども、それは、先ほど川村委員がおっしゃったように、インセンティブというか、そこら辺は、例えば、この事業については民間の委託を進めていく、民間の力を借りていくことが大きな趣旨で、ただ、その担い手として、地域経済循環というか、地域の中でお金を回していくことが非常に重要なことであるという趣旨もあるので、例えば、その担い手の中に、地元のNP〇さんや事業者さんを含む提案については一定の評価点を与えるであるとか、もしくは、あとは、どのくらい義務として書き込むのかというのは、競争性との兼ね合いもあるのであれですけども、提案する人にとってのインセンティブだと、もしかすると地元の方が、例えばそう書いてあって、地元の事業者さんは、ほかのところよりも有利にやれるんだったら提案しようかと思うわけですね。そういうようなところは、適正な形で評価をしていくということは、全く不可能ではないと思います。もともと公募型プロポーザル自体が、いわゆる単純な一般競争入札で価格競争だけでは評価できないものを評価するために制度化されているものなので、そこは適正なというか、しっかりとした理屈が立って、項目上、明らかにそれが競争を阻害するような参入障壁があってはいけないと思いますけれども、一定の項目を入れることは不可能ではないと思います。

(川村委員)

前に話したかどうかは覚えていないのですが、議会への説明責任というのはきっとあると思うんですよね。これは私どものほうですけども、うちは市長が結構それは言っていたんですね。事務の効率化はいいんだけど、市民の働き場をなくすようなことはどうかと。例えば、東京からドンと来て、仕事を持って、仕事をやって、ドンとそのお金を全部東京へ持って行って、東京で税金納めるのは困ってしまうし、結局東京から人が来て、市民の人たちが職場を失うのは、事務の効率化も大きな柱だけれども、市民の働き場の確保というのも私どもにとってはすごく大きな柱だから、それは両方並立させなくてはならないという。これは議会でも当然そういう話になっていくんですよね。事務の効率化一本だけでというわけにはいかないの、そこは本当に兼ね合いというか、個々に、実際に選定委員会の中でも、事務の効率化だけで、市に税金の見返りも何もないよねという話になれば、選定委員会の中でもそういう議論をしなくてはならないでしょうし、あるいは最終的に意思決定する際にもそれを決めなくてはならないし、これを見ますと、行革の本部会なんかでも協議するようですから、そういった中でもそういうのは協議した上で、最終的に、たとえ採用になっても、市としてはそれは実施できないということはあるんだろうと思うんですよね。そういうことをどこかで書き込まなくてはならないかもしれないですけども、それは市民の働き口がなくなって、事務の効率化というのは本末転倒ですから、そこは兼ね合いで、どこかでちゃんと天秤にかけながらやっていくしかないと思うんです。最初からそれを

市民は外は一切受けませんとか、全部市内の団体一本ですというわけにもいかないと思うんですね。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

ありがとうございます。今、いろいろ意見をいただいたので、それも検討させてください。

(藏田委員長)

他にございますでしょうか。

(山本副委員長)

先ほどの広く広報という点で、今、一応予定では、提案の募集期間が4月の頭からですね。ホームページ等で公表をするのも4月から。具体的な中身は後にしても、こういうことをやりますよというのはもう少し前にホームページ上だけでもできないのかなど。要は、提案を受け付けるのが発表と同時であると、やはり企業がそれを見つけて公募するという観点からすると、時間が短過ぎて難しいのかなと思います。詳しい内容は4月以降発表しますということであっても、こういうことを4月から始めますよというのを、せめて3月中くらいに出すことができないのかなとちょっと思いました。

(藏田委員長)

いかがでしょう。

(事務局) (関谷副主査)

制度の大枠ですとか概要、細かい部分まではというのは微妙なところもあろうかと思うので、こんなことをやりますよという部分ぐらいの出し方については、おっしゃるとおり、3月中のホームページに上げることは可能ではないかと思います。また、リリースの話も出ていましたけれども、予告のような形で3月リリースも可能だと思います。

(山本副委員長)

そういう形をしたほうがいいんじゃないかなど。

(川村委員)

それはまさにそのとおりで、我孫子市の場合も6月からやるんですけれども、民間団体からは、事前にやることはわかっている、事業も去年と同じ事業なんだから、4月から今年もやりますよ、だけど、受付は6月からですよという形で載せてくれというような声があったんですよ。特に茅ヶ崎市の場合には、リスト自体が27年度のものを使うわけで、もうでき上がっているのです。要項もおそらくそのときには固まっているでしょうから、要項を載せること自体は全然問題ないと思いますね。

(山本副委員長)

事業者からすると、4月に一斉に出されても全然対応できないと思います。

(事務局) (安西担当主査)

確かに本市の場合は、決算年度のリストを使いますから、物理的には多分対応は可能だと思います。これは3年に一回の募集ということで始めますので、事業自体が続く前提で、次の3年後のときには、恐らく前年度のそれなりに早いタイミングから動き出しが多分可能だと思います。この制度発足時のこのタイミングだけは、現時点で先のスケジュールの細かい部分について想定がついていない部分もあるので、詳細情報は28年度中のタイミングでは難しいといった判断もあるとは思いますが、意識として、そのタイミングで出せるものについては積極的に出していくというスタンスでの検討をさせていただきたいと思います。

(藏田委員長)

他にいかがでしょう。

よろしければ、議題1については以上で、修正すべき点がいろいろあるような気がしますけれども、今の議論を踏まえて、事務局のほうに一任して修正をしていただくという形でよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声】

(藏田委員長)

では、そういう形でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に行きたいと思います。議題の2「提案型民間活用制度自由提案型今後のスケジュール(案)について」、事務局よりご説明をお願いします。

(事務局) (安西担当主査)

それでは、議題2「提案型民間活用制度自由提案型スケジュール(案)」について、説明させていただきます。資料2をご覧ください。

こちらの資料では、募集年度である平成29年度のスケジュールを中心に、本委員会と事務局及び事業の担当課と、内部の調整事項としての組合や予算要求、次年度より策定作業に入ります、平成30年度から32年度を計画期間とする第4次実施計画、議会と、それぞれについてお示ししております。

まず、平成28年度といたしましては、本日のみなさまからのご意見を踏まえ、自由提案型の最終的な制度面の確認について、今年度内にもう一度委員会を開催することを予定しており、年明け2月上旬から中旬を目途に開催できればと考えております。前回の委員会で、言葉自体に馴染みがない本制度についての周知の必要性についてご意見をいただきました。先ほどの議論にもございましたが、今年度中

には、庁内向け及び商工会議所様にもご協力をいただき、説明会を実施したく考えておりますので、松戸委員におかれましてはその節はご協力の程、よろしくお願ひ申し上げます。あわせて、広報紙や自治会回覧といった方法や、先ほどの議論にもございました市外向けへの情報発信という点も含め、本制度について周知を図ることを予定しております。

平成29年度に入ってから、本市の全事務事業について事務事業リストとして市ホームページに公表し、本日ご審議いただく前の段階の想定ではありますが、4月の1か月間を事前確認期間、事前確認については必須としており、事前確認の後、5月の1か月間を民間委託化提案の募集期間としておりましたが、本日ご審議いただきました内容を踏まえ、2か月間の使い方につきましてはあらためて検討させていただきます。6月にかけては事務局及び担当課にて確認精査および必要に応じてヒアリング等を行う期間としております。この作業の後、7月には平成29年度の第1回目として委員会を開催し、民間委託化提案に係る事業案の決定について、ご審議いただきたく考えております。7月の本委員会の後、最終的には庁内の行政改革推進本部幹事会および本部会を経て、事業採択を行うことを予定しております。

事前確認や提案があった段階で、組合当局とは次年度の委託化に向けた協議を行うことを予定しており、7月予定の本委員会、行革本幹事会、本部会までに組合協議が整い、委託化が決定された提案事業につきましては、事務局・担当課にて準備作業に取り掛かります。

なお、提案事業の規模や委託化に伴う影響、あるいは組合協議如何等によっては、委託化という決定には至らないまでも、継続的に審議が必要という提案もあるかもしれません。検討・審議期間をどのくらい要するかについても不確定となることから、提案型民間活用制度ガイドライン13ページに記載のとおり、事業の審査結果としては「採択」「不採択」の2種類とすることとし、継続審議案件については、この時点では不採択という審査結果とすることを考えております。

また、民間委託化が決定した事業については、内部の作業として、担当課が行う予算要求としては委託で要求することといたしまして、平成30年度からの第4次実施計画上におきましても、当初は直営で要求していたものを、この時点で委託に切り替えるよう調整を行う必要がございます。

事務局にて公募書類や債務負担行為等の準備を行った後、11月頃開催予定の第2回目の委員会にて、公募書類等についてご審議をお願いしたく考えておりますが、提案数が多かった場合等につきましては、複数回開催することも想定されます。11月の本委員会、行革幹事会・本部会での決定及び12月議会での債務負担行為の議決を経て、2段階目であります事業企画提案の募集を、年明け平成30年1月の1か月間行います。なお、資料上には記載がございませんが、2段階目の提案募集期間中のこの1月中には、公募型プロポーザル実施に係る説明会を担当課及び企画経営課にて実施することを想定しており、提案に際しては説明会への参加を必須とすることを予定しております。説明会を経て2月には、公募型プロポーザルに係る委員会を開催いたします。委員のみなさまにはご審議をお願いいたします。また、提案数によっては2月の委員会についても複数回ということも想定されます。プロポーザルにて選定された事業者との契約準備を行った後、平成30年度より委託事業としてスタートするというのが、現段

階での想定スケジュールとなります。

平成29年度におきましても、限られた期間の中で委員のみなさまにはご負担をおかけする部分も多くあろうかと思いますが、何卒よろしく願いいたします。

説明については以上となります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。

今後のスケジュール、進め方を含めまして、ご質問、ご意見ございましたら。

(山本副委員長)

2月に実際の事業者のプロポーザルの審査をするわけですよね。実際に出てきて、割が合わないよねという話になって、事業者が出てこなかったりとか、実際、細かく数字を突き詰めていったら、だめになってしまうということもあり得るんじゃないかなと私は思うんですが、ここまで予算まで決めて、だめになってしまったときに、市としてはもとに戻せるんですか。

(事務局) (安西担当主査)

その点につきましては事務局内でも本日に至るまでの議論の中で意見が割れた部分でもありまして、可能性としては山本委員おっしゃるとおり、あるとは思いますが。例えば予算なんかですと、このタイミングではもう決まってしまうので、翌年度に、例えば補正予算措置を行って枠組みを変えたりとか、あとは、先ほど申し上げました実施計画につきましても、来年度は策定年度ですので、そちらも2月ではほぼコンプリートされていますから、それとの整合性をどうするということもかなり悩んだ部分ではあります。ただ、それらを余りに重視しようとする、30年度からの事業実施をやめて、もっと先の年度というような話になってしまうので、それもスピード感としてどうなんだというところで、事務局としましては、先ほどの議題1の話になるんですが、事業実施の担保というか、そちらの制約をふやすことで、このプロポーザルのところで手が挙がらないという可能性を極力少なくしようという考えに立った前提のものでございます。

(山本副委員長)

では、事業案を決定するときには、細かい数字まで全部事業者に出してもらおうという話ですよね。事業案を決めるときに、その事業が本当に採算が合うのか合わないのかという細かいところまで、3年の細かい計画を全て出した上で、7月に決定しないといけないという話になりますよね。

(事務局)

それが理想的とは考えております。

(山本副委員長)

要項を見ると、7月の時点もそこまでは求めていないように見えるのですが、ただ、7月に事業案が決まりました、プロポーザルは2月です。このときに、もう身動きがとれなくなるわけだから、7月のときに収支がちゃんと合っていて、それが本当にできるという3年間のきちんとした事業計画をきれいに作成した上でないと、その案は決められないという話になるんじゃないですか。

(事務局) (安西担当主査)

ご意見としてはおっしゃるとおりだとは思いますが。

(山本副委員長)

そうしないと、ここまで来て、まあまあこれでいいかなと通っちゃったりすると、2月までのこの期間に細かい数字を突き詰めてとやっていったら、やっぱりこれは事業者としては採算が合わないよねという話になってくることもあるんだと思うんですよね。それから、実際にヒアリングして、7月に出てくるものと、実際、プロポーザルで審査をする時とでは、聞く内容が違うじゃないですか。その時に、いや、この事業者はやっぱりちょっとおかしいよねと思ったりして、やっぱりこの人に任せたくないよねと思っちゃうようなことがあったらどうするのかなど。もうちょっとこれを前にできないのかなと思ったんです。2月じゃなくて、せめて12月とか、そこまで前にはできないんですかね。2月というのはすごくぎりぎりの日程だと私は感じたんですけれども。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

予算上の話になると、12月に債務負担行為という議決を経て、それから次年度に向けての募集ができるというところなんですけど、それを前倒しとなると、9月に債務負担行為の設定をして、そこから募集をかけないとできないというところなんです。9月の債務負担行為ですと、議案等々が7月の終わりぐらいには出さなければいけないので、そうすると、このスケジュール自体、成り立たなくなってしまいうというのがあります。確かに2月の段階で、もし事業者さんがどこも手を挙げないとか、あと、途中で、委員おっしゃるように、やめてしまうとかというところのリスクがあるのは重々承知してはおりますが、ただ、スケジュール的に組むとなると、これでもきついですが、何とか組めるかなというところなんです。12月の債務負担を議会に上程する前の10月までの間に、当然金額も出さなければいけませんので、10月の終わりぐらいまでにはきちんと、予算、費用的なものもきちんとやっていかなければいけないのかなというところです。

確かに委員おっしゃるとおり、非常にリスクは大きいなというところは承知はしております。ただ、ある程度期間を設けてとなると、もう一年先送りをして、例えば31年の4月というところであるのであれば、もう少し余裕は生まれるのかなというところはあるんですけれども、30年の4月からの事業開始というところを目指しておりますので、正直厳しいと感じます。

例えば、2月のプロポーザルで万が一にも手を挙げない事業者さんが出ないように、きちんとそこは民間側の状況も踏まえながらやっていこうとは思っているんですけども、万が一これで出ないということになると、多分、30年の4月からはいわゆる直営でやらざるを得なくなります。そうすると、予算上もおかしくなるので、6月議会で補正なりで組み直していくとかいう形にはなってしまうということですね。非常に厳しいことは承知しておりますし、リスクもあるということは承知はしているところです。ただ、できるだけ対応だけはきちんとしていこうかなと思っているところです。

(事務局) (足立副主査)

前回の会議でちらっとお話をさせていただきましたが、7月の事業案を決定するとき、市の見解というのを付した上で、この会議でお諮りいただくことを想定しています。市の見解を出すときに、ある程度所管課で、今、課長が説明申し上げたような事業者さんとコンタクトをとって、採算性があるようなものなのかどうかというのは、事前に調査しなければいけないと思っています。実際の詰めた金額を出すのは、12月議会で債務負担行為を設定した上で、2月の公募型プロポーザルには精緻な数字が出てきますけれども、そもそも民間事業者、民間団体、そして採算がとれるようなものなのかという調査はしなければいけないかなというふうに思っています。

(川村委員)

お金の話というのはかなり心配なわけなんですよね。おっしゃっているように。ただ単に、ほとんど法の規制がなければ、民間委託できるかどうかと言えば、基本的にはできるわけですよ。だけど、それが茅ヶ崎市さんにとっていいかどうかということを我々は判断しなければいけないので、そのときには当然どのくらいお金がかかるか、茅ヶ崎市さんの予算とか財政状況とかということも我々は知った上で審査をしないと。

(山本副委員長)

全てが欲しいですよ。厳しいですよ。だから、7月にちゃんとした資料をもらわないと、難しいんじゃないかなと思うんです。

(事務局) (関谷副主査)

業者さんがお金の部分を知る術として、事務事業リストには、平成27年度ベースですが、予算額、決算額という部分については、記載はさせていただき予定となっており、前回お示しをさせていただきました。単年度ベースでの一応予算額、決算額というところは一つ参考になるのかなと思います。我孫子市さんの資料を今日置かせていただいておりますけれども、確かに我々で言う第1段階の提案の際には、提案事業に係る収支の計画書、こういった収支の計画書を求めている自治体さんも結構あったりはしているというのは認識はしておりますので、どのレベル感までのものを求めるかということも一

つ検討材料かなとは思いますが、何らかの形で収支の部分というのは求める必要もあるかと今日の議論から感じているところではあります。

(川村委員)

今の様式2は、お金がどのぐらいかかるかという点について一切書く欄がなく、例えば、今まで役所が1,000万円でやっていたものを、それこそ1億かければ、すごくいいサービスができるわけで、それが全然見えないので、この提案に対してどのくらいお金がかかってというのは、これは審査をする際に絶対必要ですよ。

(山本副委員長)

市はどれだけそれでメリットを受けるのかというのも必要です。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

どこまで求めるのかというところもありますけれども、委員のおっしゃるとおり、そこが見えないとなかなか判断できないというのもあるので、また内部で検討させていただいて、できるだけ、追加までいかないかもしれないですが、参考となる数字は、様式2のほうに載せるような形で検討はさせていただきたいと思います。

(藏田委員長)

そこら辺の具体的なオペレーションのところ、今のお話だと、多分事前の第1段階の提案のときにどこまで、本当に形式的な事前確認というレベルじゃなくて、企画も入って、担当課と提案者と一緒にどうしていくのかというところまで、ある程度深めた話をしないと、提案の中身ももちろんそうですが、実際にそれがよしとなった場合にはもう動き出してしまうわけですね。ですから、そこら辺は多分担当課だけでは判断し得ない部分もあると思うんですね。そこら辺は全体調整をされる立場として、そこに入って整えていく、確認すべきところは確認していくというところを、その段階である程度処理しておかないと、7月の委員会に出せるものというのは、どうしても実態に根ざしたものでないものになってしまう可能性があるのかなと思うので、そこが多分一番の勝負かなという気がしますね。

この制度が成功するか失敗するかというところの境界線は、提案があって、提案されたものがしっかりと実現する、それが一番の何よりのKPIなので、ですから、そこをある程度担当課の言い分も聞きながら、事業者さんのご意見も伺いながら、マネジメントしていくところはしっかりとしないと、逆に言うとおさまらないかもしれないですね。そこら辺は、今、川村委員がおっしゃったように、しっかりとすり合わせをある面では密にしないと、なかなか仕上がり切らないのかなという気がします。そこは特に留意する必要があるかもしれないですね。

(川村委員)

今の話は必要ですね。特に個人提案の場合には、相手が誰なのか、提案してくるのが誰なのか、今はわからない状況ですから、それこそ先ほど言った、予算要求するための債務負担行為の議案を出すための上限額の設定もかなり難しいですよ。誰に話を聞けばいいかという話になってしまう。書いてあるかもしれないけれども、でも、特定の名前はきっと書かないですね。その人個人と会社の特定な繋がりとか、変に思われてしまうかもしれないから、このような団体といったように書くのでしょから、そうすると、そこはどこに聞けばいいんだという。直接聞いたところだけにいろいろな情報が出てしまうと、違う業者さん、同じ業種の業者さんの中では、不公平感が出てしまうし、何か癒着があるんじゃないかとか、何でそこに声をかけたのみたいな話になってしまうので、個人の提案の場合は、特にこれは大変だと思います。

(事務局) (足立副主査)

システム開発でやっているみたいな、RFPじゃないですけども、こういうことをやりたいと思っているけれども、ちょっと意見聞かせてよというようなやりとりを個人の場合にはしなければいけないんでしょね。所管課とこちらと事業者さん何社さんかに集まっていたらいい。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

お話しいただいて、そこが振れてしまうと、この制度自体も意味がなくなってしまう部分があるので、再度、スケジュールはこのとおりでしかなかなか難しいとは思いますが、その中身について、先ほどの様式もそうですけれども、もう一度事務局のほうで検討させていただいて、また次回ご提案ということでさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(藏田委員長)

ほかにいかがでしょう。

(川村委員)

確認ですけども、聞きたいと思ったのは今の話で大体終わったんですけども、この表を見てふと思ったというか、市の機関、行革の本部会というのがあるんですけども、これは内部の意思決定機関なんですか。我々選定委員会がこれは民間委託できますよ、民間に委託できますよということになれば、7月に決定して、それを行革の本部会に出して、行革の本部会でやりましょうと。選定委員会はこうなったけれども、やりませんという意思決定もここでされるということですね。

(事務局) (足立副主査)

そのとおりです。市長、副市長を初め、全部局長から構成されている会議体です。

(川村委員)

わかりました。 そのときに、先ほど話した金額なんかも聞かれるでしょうからね。

(松戸委員)

私もスケジュール的な話と、今日のいろいろな話で、多分冒頭の茅ヶ崎市という部分に中心的に考えたというのは、場合によると、私が委員になる前の商工会議所のいろいろな事業者が交わったいろいろな意見交換会の中でももしかして出されている案件なのかなと。確かに私どもも役員、議員の中で、やはり茅ヶ崎で起きているいろいろな課題については、市内で解決するのが第一優先だと。商工会議所としても、茅ヶ崎の商工会議所ですから、市外、いろいろな比較の中で市外に発注することというのが、当然こういう公共機関ですから、あるとは思いますがけれども、同じ条件、同じ内容であれば、可能な限り茅ヶ崎の事業者の仕事に回してもらいたいという意見は、当然、私も事務方としては思いもありますし、多分私どもの役員、幹部なんかも、今、ローカルファーストということで、地域の課題は地域で解決する、そういうことを第一優先に何かできないかということをお話ししていますから、そういうところから出ているのかなという部分があります。

ですので、先ほど、多くの市外の方からもというのは、一委員としてはありますけれども、私の立場からすると、やはり市内の事業者に、同条件であれば、市内を優先していただけるのが一番ありがたいなということを追加でお話しさせていただきたいと思います。

あと、もう一つは、私のほうが委員に出ていまして、この後、会議所の説明という部分が年明けくらいでしょうか、あると思うんですけども、今現在、まだ、今日が2回目なんですけれども、私どもも11月で会頭初め役員が変わったところで、この状況についてはご報告とかは余りしていませんね。そのタイミング的に、例えば、実は今月14日にも役員会、役員会といっても2パターンあって、いきなり上段の役員会で話すわけにはいかないんですけども、何となくスケジュール感的なものはもうお話ししてしまっても構わないでしょうか。できれば、中身はまだ多々修正があるようなので、余りしゃべりませぬけれども、スケジュール的な、要は年明けぐらいには事業者の方々に説明するチャンスが欲しいとか、そういった部分だけはぜひ話させていただけたらいいなと思っています。

(藏田委員長)

いかがですか。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

できればそういう仕組みを含めて検討させてもらいたいと思っています。1月の何日くらいですか。

(松戸委員)

1月というか、直近だと、実は今週の14日にあるんですけども、1月は日程は決まっていないので

すけれども、私どもも来年度の事業計画の絡みがありますから、多分必ず1回は正副会頭会議というのは開かれるはずなので、それは日程は決まっていなくてもすけれども。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

会議録等も市のホームページ上で公開はしていますので、詳細な話はまだ決まっていないところもあるんですが、市としてこんな考えでいるんだというところの話だけであれば説明することは可能と考えています。

(松戸委員)

あと、告知の部分については、私どもが持っているツールであれば、協力していきたいと思っていますので、ぜひ何かそのタイミングであるとか、そういうものをお示しいただければと思います。例えば、商工会議所ニュースを月1回発行しているんですけども、仮に2月に何かペーパーでお配りしようとするときに、2月に情報があっても、2月は間に合わないもので、事前に教えていただければ、それに合わせたスケジュールをお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(藏田委員長)

これに関連して、これまで、新しい形の官民連携というのはいろいろなやり方があって、多分同じ情報でも、1カ月前に知らされるかどうかで、かなりアドバンテージが違ったりするわけですね。例えば、公式の決定されていないものを出すわけにいかないですけども、例えば商工会の皆さんに何十人も集まっていたら、こういう勉強会をやりましたというのは一つのニュースなわけじゃないですか。例えば、そういうようなことをとおして一つ情報発信をしていく。そういうことを茅ヶ崎市の商工会も、極端な話、例えばNPOサイドも巻き込んでいいかもしれないですね。そういうものを、例えば企画力として1、2月、仕掛けていくみたいなことをしていくことは、お互いにとって非常にメリットがある。それは、別に排除しなければいいと思うんです。機会は提供する。ただ、実績にはそういう情報により早く、より密度の高い形でその情報が得られるというのが競争の上では優位になるわけですね。

だから、そういうようなところを、本当にいろいろな戦略をまさに立てていただいて対応していくということがすごく重要であり、結果的に、それは多くの方々を巻き込んで、いい提案を呼び込むことにもなってくると思いますし、そこら辺は、今の事務局として手堅くしっかりとまとめていくというのはもちろん最低限必要なところですけども、他方、そこでは踏み込み切れないところをどのように情報を前倒しで出していくのか、広めてもらえるのか、提案を出してもらう、その気にさせるのにはどうしたらいいか。お金をかけずに義務を負わずにどうしたらいいかというのは、いろいろな方法があると思うので、例えば、ですから、商工会の勉強会に川村委員に来ていただいてお話ししていただくということは、それは非常に意味があることかもしれないです。

そういうような仕掛け方を工夫していただくのがまさに企画だし、経営だと思うので、そこら辺を、

できることは限られているかもしれないですけども、その中でもできることを少しでも前倒し、時間があらかじめわかっているだけでも、来年度の予算やどう動くかと、行政と同じ民間も予算立てなり組織立てを考えているわけで、そのタイミングで情報をいかに出せるのかということを考えていただくといいのかなという気がしました。

ですから、個別にそれこそ幅広くということであれば、いろいろなこういう提案制度でやっていらっしゃる実績のある事業者さんなんかその候補なのかもしれませんし、あと、PFI協会や指定管理者協会なりを含めて、そういうところに関心を持つようなところにも、市のほうから情報を出すことはただだと思いますので、少し探していただいて、どこまで情報提供できるかということもあると思いますけれども、少しでも注目を集めて、少しでもいい方々に関わっていただいて、最終的には、松戸委員がおっしゃったように、地域のために行政をやっているわけであって、その部分はしっかりと良いところ取りを、外に持っていかれぬように、ちゃんと落とし込めるような仕組みを加えた形での提案制度に、最後の段階でさせていただいたらいかなという気がします。意見でございました。

以上です。他はいかがでしょうか。

ありがとうございました。では、今の意見を踏まえまして、スケジュール等をご検討いただいて、今後進めていただければというふうに思います。

以上で議題2は終了いたしました。

次第に従って全ての議題が終了いたしましたので、議事の進行を事務局にお返しします。

(事務局) (青柳行政改革担当課長)

委員長ありがとうございました。委員のみなさまにおかれましては、本日はお忙しいところ長時間にわたり誠にありがとうございました。先ほどご説明させていただきましたとおり、次回は年明けの2月頃を予定しております。具体の日程等の詳細につきましては改めてご連絡させていただきます。本日の会議録につきましては速やかに作成し、みなさまにお送りさせていただきますので、その節はご協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、本日お車でお越しの方は、減免処理を行いますので、事務局まで駐車券をご提出ください。これをもちまして、平成28年度第2回茅ヶ崎市提案型民活用制度事業者選定委員会を終了といたします。ありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 松戸 康彰